明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○日本中央競馬会の令和三事業年度における日本中央競馬会法第二十九条の二第三項の割合を定める政令（三六）　二

○令和二年五月十五日から七月三十一日までの間の豪雨による災害についての災害対策基本法第百二条第一項の政令で定める年度等を定める政令（三七）　二

○令和二年五月十五日から七月三十一日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令（三八）　三

○法人税法施行令等の一部を改正する政令（三九）　三

○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令の一部を改正する政令（四〇）　四

〔省　令〕

○災害対策基本法第百二条第一項の徴収金等の範囲を定める省令の一部を改正する省令（**総務**一一）　五

○法人税法施行規則及び租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（**財務**四）　五

〔告　示〕

○災害対策基本法施行令の規定に基づき令和二年に発生した災害に係る同令第四十三条第一項の地方公共団体を定める件（**総務**四九）　六

○棚田地域振興法第七条第一項の規定に基づき、同項に規定する指定棚田地域を指定する件（**総務・文部科学・農林水産・国土交通・環境**一）　六

○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第十二条第一項の規定による変更の認証をした件（**法務**三九）　七

○大韓民国産炭酸カリウムについて関税定率法第八条第八項及び第九項に規定する事実を推定することを決定した件（**財務**四五）　七

○礼文空港の供用休止の件（**国土交通**一〇八）　七

○国立公園の公園事業を決定する件（**環境**一四）　八

○道路に関する件（**近畿地方整備局**二三、二四）　八

○都市計画に関する件（**四国地方整備局**六）　八

○道路に関する件（**九州地方整備局**二五、二六）　八

○都市計画に関する件（**同**二七、二八）　八

〔国会事項〕　九

〔叙位・叙勲〕　九

〔皇室事項〕　一

〔官庁報告〕　一

産　業

日本産業規格（経済産業省・国土交通省）　二

〔資　料〕　二

機械受注統計調査報告（令和二年十二月）（実績）（内閣府）

〔公　告〕　二

諸　事　項

官庁

財団、国営仙台東土地改良事業高砂換地区の換地処分、職員の懲戒処分関係　三

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、会社更生、再生関係　三

特殊法人等

企業年金基金変更関係　三

会社その他

本号で公布された法令のあらまし

◇日本中央競馬会の令和三事業年度における日本中央競馬会法第二十九条の二第三項の割合を定める政令（政令第三六号）（農林水産省）

1　日本中央競馬会が、令和三事業年度において、令和二事業年度の剰余のうち特別振興資金に充てることができる割合を一〇〇分の一〇〇とすることとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇令和二年五月十五日から七月三十一日までの間の豪雨による災害についての災害対策基本法第百二条第一項の政令で定める年度等を定める政令（政令第三七号）（内閣府本府）

1　令和二年五月一五日から七月三一日までの間の豪雨による災害について、災害対策基本法（昭和三六年法律第二二三号）第一〇二条第一項の規定による地方債をもって地方公共団体の財源とすることができる年度を定めることとした。（第一条関係）

2　令和二年五月一五日から七月三一日までの間の豪雨による災害について、災害対策基本法第一〇二条第一項の規定による地方債を財政融資資金で引き受けた場合における当該地方債の償還方法の特例を定めることとした。（第二条関係）

3　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇令和二年五月十五日から七月三十一日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令（政令第三八号）（内閣府本府）

1　令和二年五月一五日から七月三一日までの間の豪雨による激甚災害について、中小企業信用保険法による災害関係保証の特例の適用期間を令和四年二月二八日まで延長することとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。